

＜平成28年度軽自動車税について＞

平成27年度税制改正により、平成28年度の軽自動車税が次のとおり改正されます。
また、軽自動車税は、当該年度の4月1日現在で登録している車両に課税されます。

▼二輪車など
平成28年度から新税率が適用されます。

区分		現行	平成28年度～
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー		2,500円	3,700円
	軽二輪	2,400円	3,600円
小型二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

▼軽四輪車など 初度検査※の年月により税率が変わります。初度検査の年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。
※初度検査 初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたときの検査

▼軽四輪車などの税額

区分	平成27年3月31日以前に初度検査した軽自動車		平成27年4月1日以降に初度検査した軽自動車			
	経年車重課※ (初度検査から13年超の経年車に係る税率)	左記(経年車)以外	標準税率	グリーン化特例※(軽課税率)(取得の翌年度分に限る。)		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪	4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
乗用(自家用)	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
四輪	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
乗用(営業用)	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
貨物(営業用)	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

※経年車重課 初度検査から13年を経過した車両について、標準税率の概ね20%を重課する。(平成28年度の重課対象は平成14年12月31日以前に初度検査をした車両)
※グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度検査を受けた車両で、一定の環境性能を有するものについて、取得の翌年度分限り、税率を軽減する。

▼75%軽減

▽電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

▼50%軽減

▽乗用 ガソリン車・ハイブリット車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

▽貨物 ガソリン車・ハイブリット車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

▼25%軽減

▽乗用 ガソリン車・ハイブリット車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
▽貨物 ガソリン車・ハイブリット車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※排出ガス基準および燃費基準の達成状況は、車両に貼付されているステッカーで確認することができます。

また、燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄にも記載されています。
▼問 税務課 課税グループ ☎62・8127



＜経済センサス・活動調査が実施されます＞

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサス・活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象になります。

調査は、「調査員による調査」または「国、都道府県および市による調査」の二つの方法により行います。

「調査員による調査」は、主に単独事業所および新設された事業所を県知事が任命する調査員が訪問して調査を行います。インターネットでご回答いただくか、紙の調査票にご記入いただき、調査員へ提出することもできます。

「国、都道府県および市による調査」は、主に支社などを有する企業の本社宛てに調査書類を郵送して調査を行います。

回答いただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することは絶対ありませんので、安心してご回答ください。
▼問 総務課 企画情報グループ ☎62・8125

＜しあわせ金婚夫婦表彰＞

夫婦がともに助け合い、力を合わせて良き家庭を築き、地域社会に貢献してきた労苦に対し、県内で金婚式(50年)を迎えた夫婦全組に表彰状・記念品を贈ります。

対象となる方は、次のとおりです。対象となる方は、次のとおりです。対象となる方は、次のとおりです。

▼対象者 昭和41年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦全組を対象とします。また、前回までに申し込みの手続きをしなかった夫婦も対象となります。

▼申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、保健センター、役場住民課、三春町福祉会館、各地区老人クラブの代表者のいずれかに提出してください。

▼申込期限 7月15日(金)
▼表彰日時 日程が決まり次第、申し込みされた方へ直接連絡します。

▼主催 福島県老人クラブ連合会、福島民報社

▼後援 福島県、福島市長会、福島県町村会
▼問 保健センター ☎62・3166